

第3次草津市自殺対策行動計画(案)

パブリックコメントの募集について

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、本市の自殺対策を推進するための行動計画として策定します。

また、第2次草津市自殺対策行動計画の計画期間が令和5年度までであることから、今年度、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とする第3次草津市自殺対策行動計画(案)の策定を行います。

この度、計画の原案がまとまりましたので、市民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。御意見お待ちしております。

1 意見募集期間

令和6年1月5日(金)～令和6年2月5日(月)

※当日消印有効

2 意見の提出方法

御意見は、下記いずれかの方法でお寄せください。(電話での御意見は受付いたしません)

- ①窓口:草津市役所健康福祉部健康増進課(市役所2階)
- ②郵送:〒525-8588[所在地記載不要]草津市健康増進課あて
- ③ファクス:077-561-0180
- ④Eメール:kenko@city.kusatsu.lg.jp

なお、提出に当たっては、別添の様式を利用いただくか、下記の必要事項を御記入いただいた用紙を御提出ください。

必要事項

- 氏名(団体で提出される場合は、団体名および担当者名)
- 住所(団体で提出される場合は、団体の所在地)
- 電話(ファクス)番号/メールアドレス
- 計画案に対する御意見

3 意見への回答

お寄せいただいた御意見は、内容を検討のうえ、計画制定に向けての参考とさせていただきます。また、御意見の概要とそれに対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表いたします。

なお、御意見には、個別に回答いたしませんので、御了承ください。

4 原案の閲覧

閲覧先

草津市役所（健康増進課、情報公開室）、図書館、南草津図書館、草津市社会福祉協議会（キラリエ草津4階）、市ホームページ

※各施設の閉館日には、閲覧ができませんので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

※健康増進課、情報公開室につきましては、土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の閲覧ができません。

5 個人情報の取り扱い

御意見とともに記載いただいた氏名・住所等の個人情報につきましては、適正に管理し、他の目的での使用および他者への提供は行いません。

6 問い合わせ先

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所健康福祉部健康増進課（市役所2階）
TEL:077-561-2323 Fax:077-561-0180
E-mail:kenko@city.kusatsu.lg.jp

※お電話によるお問い合わせの受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

計画(案)については、下記の方法で市ホームページからもご覧いただけます。

- ・『草津市 パブコメ募集』で検索
- ・QRコードからアクセス

